吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金交付制度

新耐震基準が施行された**昭和56年5月31日以前**に 建築主事の確認を受けて建築され、現在居住しているか、 耐震改修後に居住する木造住宅を対象に、耐震改修費用の 一部を補助します。

《対象木造住宅》

- ★次の全てに該当する木造住宅
 - 1. 昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築している
 - 2. 現在居住しているか耐震改修後に居住する(除却を除く)
 - 3. 耐震性が不足していて、建築基準法の規定に適合する
 - 4. 過去に耐震改修補助金の交付対象になっていない

≪補助対象者≫

- ★個人の木造住宅所有者で、市町村民税の所得割額が 304, 200 円未満の方
 - ◆吹田市の場合、税制課で発行する「課税証明書」などで分かります。
 - ※除却工事の申請は、資産が1000万円以下の方に限ります。
 - ※所有者が複数の場合は、共有者全員分の所得を合算します。

≪補助対象経費≫

- |A| 耐震改修工事にかかる費用
 - ○耐震シェルターの設置工事も補助対象です。
 - ×耐震診断や耐震設計に要した費用、同時に行われるリフォーム等の費用 は除きます。
- B 除却工事にかかる費用<u>(平成 26、27 年度の補助事業です。)</u>

≪補助額·限度額≫

A 耐震改修工事の場合、次のいずれか少ないほうの額

<u>(平成 26、27 年度は限度額を 30 万円増額しています。)</u>

- (あ)補助対象経費の合計
- (い) 70万円
- ※特定世帯(全員の合計所得金額が256万8千円以下の世帯)は90万円。 ※長屋や共同住宅は70万円(又は90万円)×戸数になります。
- B 除却工事の場合、次のいずれか少ないほうの額
 - (あ)補助対象経費の合計
 - (い) 40 万円 ※長屋や共同住宅は 40 万円×戸数になります。

≪お問合せ先≫

吹田市 都市整備部 開発審査室 耐震担当(市役所 低層棟2階)

直通電話 06-6384-1910

代表電話 06-6384-1231 内線2694

FAX 06-6368-9901

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

